



2025 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 I N C L U S I V E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 誠
(コード番号：7078 グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 正 田 聡
(TEL 03-6427-2020)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 1 日開催の取締役会において、当社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 第 16 回新株予約権（有償ストック・オプション）

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

長期的な業績目標を掲げることにより、当社の業績と株式価値との連動性を強固なものとし、当社取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものです。

なお、本新株予約権は、「2. 新株予約権の発行要領（8）新株予約権の行使の条件 ⑥」に定めるとおり、当社の業績において、本項に定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。2025 年 3 月期決算および 2026 年 3 月期業績予想において公表している現状を鑑み、本項に定める基準が当社の中長期的な業績向上のコミットメントになると考えております。

割当予定先である取締役には、当社代表取締役社長の藤田誠が含まれます。同氏は当社の主要株主に該当しますが、上記の目的を達成するために本新株予約権 300 個を付与する予定です。本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約 0.5%であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると判断しております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

INCLUSIVE 株式会社 第 16 回新株予約権（有償）

(2) 新株予約権の総数

540 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 3 名 540 個

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

但し、付与株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について付与株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の付与株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行う。
- ③ 本項の定めに基づき付与株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の付与株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 1 株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記（４）①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が、（ｉ）時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行若しくは処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行若しくは処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位以下を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日。）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (a) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式

等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

(c) 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- ③ 上記（5）②の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ④ 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- ⑤ 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記（5）②に基づく調整は行われないものとする。
- ⑥ 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(6) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、本新株予約権1個当たり金105円とする。当該金額は、第三者評価機関が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。本新株予約権の発行価額の決定にあたり、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていること、当該評価機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮していることから、特に有利な金額には該当しないと判断したものである。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

2026年7月1日から2035年6月30日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の取締役又は従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了によ

る退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く。）等正当な事由、または国務大臣、副大臣、大臣政務官、またはこれらに準ずる公的役職に就任することに伴う退任その他これに準ずる正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

- ② 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について下記（10）各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は新株予約権 1 個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 新株予約権者が 1 個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、次に掲げる事由が生じていることを条件とする。

（a）定時株主総会に報告された 2028 年 3 月期までのいずれかの期間における計算書類の当社（連結）業績における営業利益が一度でも黒字であること。

- ⑦ 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降、20 日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。以下「買収行使可能期間」という。）は、その他の行使条件の定めに従い、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

（a）特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により当会社の株式を取得し、保有議決権数の合計が当社の発行済株式の議決権総数の 50% 超となる場合。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。但し、当該第三者並びにその子会社及び関連会社が、合算で、当該取得前から当社の発行済株式の議決権総数の 50% 超を有していた場合並びに株式交付の場合を除く。

（b）当社が他の会社と合併することにより合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満である場合。

（c）当社が他の会社と株式交換を行うことにより株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満である場合。

- (d) 当社が他の会社と株式移転を行うことにより株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満である場合。
 - (e) 当社を株式交付子会社とする株式交付により株式交付直前の当社の総株主が株式交付後の株式交付親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満である場合。
 - (f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させる場合。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。
 - ② 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の取得条項
- ① 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、当社が子会社となる株式交付についての株式交付計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡についての事業譲渡契約が当社の株主総会（但し、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決定が別途定める日をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、当社の取締役会の決定により取得する新株予約権を決定する。
 - ② 新株予約権者が上記（8）に定める権利行使の条件①（但し書きにより行使を認められた場合を除く）又は条件⑤の事由が生じた場合、当社は、当該事由が生じた日に、当該事由が生じた新株予約権者の有する本新株予約権の全部を無償にて取得する。
 - ③ 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、未行使の本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、当社の取締役会の決定により取得する新株予約権を決定する。
- (11) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社になる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（5）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（12）

③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合は株主総会）による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使条件

上記（８）に準じて決定する。

（１３）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（１４）新株予約権の割当日

2025 年 7 月 22 日

（１５）新株予約権と引き換えにする金銭の払込期日

2025 年 7 月 31 日

（１６）新株予約権証券を発行する場合の取扱い

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

Ⅱ．第 17 回新株予約権（有償ストック・オプション）

1．新株予約権の募集の目的及び理由

長期的な業績目標を掲げることにより、当社の業績と株式価値との連動性を強固なものとし、当社取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものです。

なお、本新株予約権は、「2．新株予約権の発行要領（8）新株予約権の行使の条件 ⑥」に定めるとおり、当社の業績において、本項に定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。2025 年 3 月期決算および 2026 年 3 月期業績予想において公表している現状を鑑み、本項に定める基準が当社の中長期的な業績向上のコミットメントになると考えております。

割当予定先である取締役には、当社代表取締役社長の藤田誠が含まれます。同氏は当社の主要株主に該当しますが、上記の目的を達成するために本新株予約権 300 個を付与する予定です。本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約 0.5%であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると判断しております。

2．新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の名称

INCLUSIVE 株式会社 第 17 回新株予約権（有償）

（2）新株予約権の総数

540 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 3 名 540 個

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

但し、付与株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について付与株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の付与株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行う。
- ③ 本項の定めに基づき付与株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の付与株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 1 株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げ

る。調整後の行使価額の適用時期は、上記（４）①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が、（ｉ）時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行若しくは処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行若しくは処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位以下を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日。）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (a) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

- (b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- (c) 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- ③ 上記(5)②の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ④ 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- ⑤ 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(5)②に基づく調整は行われえないものとする。
- ⑥ 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(6) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、本新株予約権1個当たり金1,597円とする。当該金額は、第三者評価機関が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。本新株予約権の発行価額の決定にあたり、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていること、当該評価機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮していることから、特に有利な金額には該当しないと判断したものである。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

2026年7月1日から2035年6月30日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の取締役又は従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く。）等正当な事由、または国務大臣、副大臣、大臣政務官、またはこれらに準ずる公的役職に就任することに伴う退任その他これに準ず

る正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

- ② 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について下記（10）各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は新株予約権 1 個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 新株予約権者が 1 個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、次に掲げる事由が生じていることを条件とする。

（a）定時株主総会に報告された 2030 年 3 月期までのいずれかの期間における計算書類の当社（連結）業績における営業利益が一度でも黒字であること。

- ⑦ 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降、20 日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。以下「買収行使可能期間」という。）は、その他の行使条件の定めに従い、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

（a）特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により当会社の株式を取得し、保有議決権数の合計が当社の発行済株式の議決権総数の 50% 超となる場合。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。但し、当該第三者並びにその子会社及び関連会社が、合算で、当該取得前から当社の発行済株式の議決権総数の 50% 超を有していた場合並びに株式交付の場合を除く。

（b）当社が他の会社と合併することにより合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満である場合。

（c）当社が他の会社と株式交換を行うことにより株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満である場合。

（d）当社が他の会社と株式移転を行うことにより株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満である場合。

(e) 当社を株式交付子会社とする株式交付により株式交付直前の当社の総株主が株式交付後の株式交付親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満である場合。

(f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させる場合。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得条項

- ① 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、当社が子会社となる株式交付についての株式交付計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡についての事業譲渡契約が当社の株主総会（但し、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決定が別途定める日をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、当社の取締役会の決定により取得する新株予約権を決定する。
- ② 新株予約権者が上記（8）に定める権利行使の条件①（但し書きにより行使を認められた場合を除く）又は条件⑤の事由が生じた場合、当社は、当該事由が生じた日に、当該事由が生じた新株予約権者の有する本新株予約権の全部を無償にて取得する。
- ③ 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、未行使の本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、当社の取締役会の決定により取得する新株予約権を決定する。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社になる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（5）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（12）

③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合は株主総会）による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使条件

上記（8）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(14) 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 22 日

(15) 新株予約権と引き換えにする金銭の払込期日

2025 年 7 月 31 日

(16) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

以 上